

令和5年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年9月21日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年9月21日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

——— 一般質問

議案第60号 森町組織条例の一部を改正する条例について

議案第61号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第62号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第63号 令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）

議案第64号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和5年度森町病院事業会計補正予算（第2号）

認定第1号 令和4年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和4年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

認定について

認定第 7号 令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 令和4年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について

認定第10号 令和4年度森町病院事業会計決算認定について

発議第 2号 議員定数等調査特別委員会の設置について

議案第67号 建設工事請負契約の締結について

< 議事の経過 >

議長

(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、9月定例会3日目に引き続き、日程第1、一般質問を行います。

6番、岡戸章夫君。

質問は、混合方式です。

登壇願います。

6番議員

(岡 戸 章 夫 君) 6番、岡戸章夫です。

先の通告のとおり、「開発可能性調査の進捗は」、「青地農地の見直しが必要ではないか」、「災害発生時の崩土の仮置場について」についての三問を、混合方式により質問させていただきます。

まずは、「開発可能性調査の進捗は」についてです。

太田町政も2期目の後半に入り、議会として提言してきた内容についても、いくつかの種まきが出来ていると認識しております。今後はそれをどう育てていくのか、結実させていくのかに森町の未来が託されていると感じます。その中の一つに、企業誘致政策に向け、令和4年度より進められてきた「森掛川インターチェンジ周辺地区開発可能性調査業務委託事業」があります。この事業

の進捗状況と、課題を総合していつまでにどのような方向性を示すのかをお伺いします。

次に、青地農地の見直しについてですが、「農業振興地域内農用地区域内農地」、いわゆる青地農地については、企業立地として見込まれるならば見直しをし、転用を図ることは森町の発展に向け、選択肢として排除すべきでは無いと考えます。所管する産業課においては、農地の保全と企業誘致と、時に相反する政策を担っており、高度な判断が求められることと思いますが、最終判断は町長が下すべきものと認識しています。それらをふまえ、以下を伺います。

① 社会情勢の変化に伴い、国や県から農地に対する指針や考えに変化はみられるか。

② 具体的な例として、森掛川インターチェンジ南部周辺の取付道路に面した農地も企業からの問合せが来ていると聞いているが、青地のため現況では企業誘致への転用は不可能であります。そこでまず、この周辺が青地認定された年代と背景を伺います。

また、現況を鑑み、青地から除外して企業誘致しやすい環境に整えることを提案しますがどうかを伺います。

次に、「災害発生時の崩土の仮置場について」です。

昨年及び本年6月の台風による崩土の仮置場として、旧泉陽中学校運動場が使われております。当初、本年度末にはこの崩土も解消され、元に戻すとのことだったが、6月の台風被害により新たに崩土が発生したことにより、現況では難しいとの声も聞いています。こうした崩土を町外に仮置場や処理を依頼すると、運搬コストや時間もかかることから、町内の耕作放棄地等を仮置場として充てられないか、早急に検討する必要があると考えますが、当局の考えを伺います。以上、よろしくお願ひします。

議 長
町 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 岡戸議員のご質問にお答えします。

初めに「開発可能性調査の進捗は」についてお答えいたします。

「森掛川インターチェンジ周辺地区開発可能性調査業務委託事業の現在までの進捗状況と課題を総合して、いつまでにどのような方向性を示すのか」ということですが、森掛川インターチェンジ周辺地区開発可能性調査業務委託事業につきましては、議員ご案内のとおり、令和4年度一般会計当初予算において、委託料15,213千円の予算をお認めいただき、産業課において業務委託内容について再検討したところ、地質調査だけでは課題解決方法を含めた造成等に係る概算事業費の算出が困難であることが判明しました。

従いまして、地質調査に加え、軟弱地盤技術解析業務の追加とボーリング調査を3本から6本に追加するための補正予算について、令和4年6月の第4号補正で委託料13,596千円増額の補正予算をお認めいただき、28,810千円の予算を確保したうえで、令和4年7月28日に入札を執行し、浜松市中区の建設コンサルタント会社である株式会社フジヤマが2,350万円で落札し、令和4年8月3日に消費税を含め委託料2,585万円で業務委託契約を締結しております。

また、令和5年3月14日に、履行期間の延長と委託料の増額変更を伴う変更業務委託契約を締結し、委託料を2,861万1千円に変更するとともに、履行期限を令和5年6月30日まで延長しております。変更の理由といたしましては、令和4年9月に発生した台風15号による災害復旧業務が優先対応となり、履行期間内における業務完了が困難となったため、また、地質調査業務におけるボーリング調査の内容について、数量の変更が生じたためでございます。

更に、令和5年6月7日に84万7千円を減額する2回目の変更業務委託契約を締結し、委託料2,776万4千円としております。減額の理由としましては、ボーリング調査が見込みより浅い位置で岩盤に到達したため、また、盛土材料試験において、試験項目に変更が生じたためでございます。令和5年6月30日には業務完了

届書と調査報告書が提出され、委託業務が完了となっております。調査報告書の内容につきましては、令和5年8月9日に開催した係長級による企業立地プロジェクトチームにおいて、チームのメンバーには報告がされており、現在、今後の方針について検討しているところでございます。今後は、課長級によります企業立地プロジェクト会議を開催し、調査結果の内容報告と今後の方針についての検討を行う予定でございます。

現在、私が把握しております調査報告の概要につきまして申し上げますと、当該地区の地質及び地盤が非常に悪く、地盤改良に多額の費用がかかること及び地区全体が埋蔵文化財包蔵地に該当しており、発掘作業に多額の費用がかかることから、造成費が高額になることが見込まれ、更に埋蔵文化財包蔵地であることから、発掘作業が長期にわたるとともに、発掘作業を進めてみないと、その期間も明確にならないことなどから、企業立地用地として整備することは、なかなか厳しいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後開催します企業立地プロジェクト会議において、調査結果を踏まえて今後の方針を検討し、町としての方針が決定次第、議員の皆さまには調査結果と今後の方針について、ご報告させていただきたいと存じます。

次に、「青地の見直しが必要ではないか」について、お答えいたします。

一点目の「社会情勢変化に伴い、国や県から農地に対する指針や考えに変化はみられるか」について、申し上げます。

国においては、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」を定め、（１）食料の安定供給の確保、（２）農業の有する多面的機能の発揮、（３）農業の持続的な発展及び（４）その基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目指しています。

現在、この基本法については、世界的な食料情勢や気候変動、

海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、制定後約20年間で初めて総合的な検証を行い、見直しに向けた検討が「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会」において行われています。その中間とりまとめの中で、現行基本法の基本理念や主要施策等の見直しを行うことが整理されており、その基本理念として、一番目に「国民1人1人の食料安全保障の確立」が位置づけられ、その他三つは、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、「食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保」及び「農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保」となっております。

また、基本法の見直しの背景となった近年の情勢をみますと、世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良な農地を維持・保全し、かつその有効利用を図ることの重要性は、ますます高まっている状況にあります。

なお、農地の利用という観点からは、この20年余りで農業従事者が半減しているという状況の中、国は「担い手」と呼ばれる認定農業者だけでは農地も農業も守れないとの認識を踏まえ、農地法においては、平成21年の改正で、農地の所有より利用を基本とする制度に大きく転換し、別段の面積として地域事情に応じた下限面積の引き下げが可能になりました。更に農地の効率的な利用という観点から、令和4年の改正において下限面積自体を廃止し、小さい面積で農業を始めたい人でも、農地を適正に管理ができれば農地を取得可能となったところでございます。

このような国の認識の変化につきましては、農業者の減少、高齢化が進行する中で、農村の定住・活性化、また野菜・果樹など多様な新規参入、更には半農半Xというような働き方の推進といった視点は、中山間地域の振興を図るうえでも意義があることだ

と考えております。

次に、二点目の「森掛川インターチェンジ南側周辺の青地農地に係るご質問とご提案」について、お答え申し上げます。

まずは、農業振興地域とその中の農用地区域内農用地、いわゆる青地農地について、定義等を説明させていただきたいと思っております。

農業振興地域制度は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。国は基本法に基づき、食料・農業・農村政策の基本指針を定め、これを受けて静岡県知事は、国の基本指針に基づき、県の農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定し、更にこれを受けて森町は、静岡県知事より指定を受けた農業振興地域内の農業振興について、静岡県知事と協議をし、森町農業振興地域整備計画を定めております。

この計画は、長期にわたり農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域に設定し、農業振興に必要な施策を計画的、集中的に行うことを目的としています。内容につきましては、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、規模拡大農用地の効率的利用の促進計画、近代化施設の整備計画、農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画、生活環境施設の整備計画、そして、必要に応じ森林整備その他林業の振興との関連に関する事項を定めております。

その中で農用地利用計画については、農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めております。この農用地域に含める土地として、集团的農用地10ヘクタール以上の農用地、農業生産基盤整備事業の対象の農

用地、土地改良施設用地、農業用施設用地2ヘクタール以上の施設用地、集团的農用地及び農業生産基盤整備事業の対象地に隣接するもの、その他農業振興を図るために必要な土地の要件を満たした農用地を指定することとなっており、これが農用地区域内農用地、いわゆる青地農地であります。

なお、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等については、原則として農用地区域内農用地が対象となっているため、当該農地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置が取られるようになっていきます。

一方、農用地区域内農用地に含まれない土地等につきましては、以下の六つの要件を満たす必要があります。

一つ目として、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。二つ目として、人と農地の問題を解決するべく令和6年度末までに作成する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。三つ目として、除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。四つ目として、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。五つ目として、除外により農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。六つ目として、農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。以上、六つの要件を満たす農地につきまは、農用地区域内農用地から除外をすることが可能となり、農用地利用計画の変更手続きを行うこととなります。

こうした農業振興地域制度については、昭和44年法律第58号にて農業振興地域の整備に関する法律が施行され、森町は静岡県知事より農業振興地域の指定を受けたところでございます。

ご質問のありました「具体的な例として森掛川インターチェンジ南側周辺の取付道に隣接した周辺が青地認定された年代と背景はどうであったか」については、当該農地は森町が静岡県知事と

協議をし、昭和48年に森町農業振興地域整備計画を策定した当初から、農用地区域内農用地に指定されております。その根拠としては、太田川流域に沿う南部一円の穀倉地帯の米を中心に茶及びレタス、メロン並びに畜産等、特性に応じて複合させ、機械、施設の完備により省力化を図り、作付け体系を整え、経営の合理化による生産性の向上を促進するうえにおいて、南戸綿地区のため池整備に係る基盤整備事業実施地区の生産性の高い集団化されている農用地の一部として、農用地区域の設定がなされているところであります。

議員ご提案の「現況を鑑み、青地から除外して企業誘致しやすい環境に整えることを提案するかどうか」について申し上げます。

議員ご案内のように、農用地区域内農用地、いわゆる青地農地に関しましては、その根拠となる森町農業振興地域整備計画の定期変更を進めているところでございますが、計画とともにその一部である青地農地の見直し、つまり農用地利用計画の見直しについても、県と事前協議を行い、最終的には県の許可が必要となります。従いまして、県との協議・許可案件であるとともに、具体的な開発等の個別の案件がない中では、先ほど申し上げましたように、除外しようとする農用地区域内農用地が、六つの要件を満たすことを説明することが難しいこと等から、町として政策的な形で除外することはできないこととなります。

定期変更とは別の、7月と12月の年2回の受付をしている随時変更におきましても、青地農地を転用し工場などの用地として活用する計画を持つ事業者の申請に基づき、六つの要件に合致するかを確認したうえで、要件を満たす場合において、農用地区域内農用地からの除外をしてよいかどうかを森町農業振興地域整備促進協議会において審議し、そのうえで静岡県へ申請を上申することになり、その後、静岡県においても審議され、妥当であるということとなれば公告をし、縦覧期間を経て農用地区域内農用地からの除外が許可されることとなります。次の段階では、農地法に

係る農地転用の手続を進める手続きになることから、農地転用の可能性についても同時に見込みがあるかについても、青地農地の除外申請の際に確認していくことが求められることとなります。

ご質問のあった農地の現在の状況につきましては、善正庵池の西側に物流企業が進出するため、事業面積23,930平方メートルのうち含まれる農用地10,970平方メートルの農用地区域の除外手続が5月に完了しており、今後、他法令等の手続きとともに、農地法に係る農地転用申請が提出・許可され工事が始まることと想定されています。当該箇所については、農地法の転用の要件の中で、流通業務施設については、県道沿道においては例外的な許可対象として認められることから、進出の手続が進められることとなります。

どのような場合におきましても、農用地区域内農用地の除外手続については、要件を確認し、妥当であるかどうかを協議する必要があるため、具体的な開発の計画をもって、農用地区域内農用地の除外の六要件を確認するようになります。繰り返しになりますが、無条件に町の政策に基づき除外することは出来ませんが、当該地区は企業進出には魅力的な地区であることから、進出の計画を持った企業の方が相談に来られた際には、なんとか除外申請まで持って行ける可能性を模索しながら、基本的な農用地区域の指定状況と、業種によって特例で認められているか等々を確認し、対応しているところであります。

次に「災害発生崩土の仮置場について」申し上げます。

昨年9月の台風15号及び本年6月の台風2号による被災により、道路への崩土や排水路等に堆積した土砂を除去し、早期に機能を回復させるため、昨年度、旧泉陽中学校グラウンドを災害発生土の仮置場として指定をし、受入れをしているところでございます。8月末日までの概算による搬入土量は約5,000立方メートルで、これから本格的に施工される災害復旧工事や民間造成等での土の利用により、約2,000立方メートルの搬出を予定しており、

現時点では約3,000立方メートルが残土として処分すべき土量と見込んでおります。

町としては、なるべくコストを掛けず搬出ができるよう、森町建設事業協同組合等の建設業者や造園業者にも土の利用についての協力を呼びかけているところでございます。また、旧泉陽中学校につきましても、現在、森町小中学校跡地利活用事業を進めているところであり、グラウンドにつきましても、利活用事業のスケジュールを踏まえたうえで土砂の運び出しを完了し、使用可能な状態で事業者等に引き渡しを行う必要がございます。つきましては、今後の災害復旧事業の工程等の関係もございしますが、来年9月を目処に土砂の搬出を完了させる方針で、現在も建設業者等から申し出があれば、常時搬出をしているところでございます。現在の旧泉陽中学校グラウンドの残土につきましても、町内の別の場所への運搬についても検討をしているところでございますが、残土については最終的に処分を行う必要があるため、可能な限り町の建設事業や民間での利用への働きかけについて努力する一方で、県の指定の建設発生土処理施設への処分も検討してまいりたいと考えております。

なお、今後発生すると予想される大規模災害時の発生土の仮置場についてでございますが、町内の耕作放棄地等につきましても、候補地として挙げることは可能ですが、雨水排水や土砂流出防止対策など隣地への影響、また、農地法や県の盛土等の規制に関する条例など遵守しなければならない法律もございしますので、それらを踏まえたうえで慎重に場所の選定をする必要があります。ただし、残土処分につきましても、かねてからの課題でございますので、災害発生土のみならず、町の建設工事の残土も含め、議員ご提案の町内の耕作放棄地など、条件を限定することなく候補地として検討していきたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁いたします。

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

議 長

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) それでは、再質問させていただきます。

この開発可能性調査については、昨年3月議会の一般質問においても、目的等詳細を伺っております。そのときの回答として、民間主体による開発は難しいとの判断から、あくまでも企業誘致するための工業用地としての開発が可能かの判断材料とするとされておりました。今回、進捗状況が示されたわけです。今後、最終的にまとまったら議会へも報告していただけるということで、詳細についてはそれを待ちたいと思っております。

やはり当初ある程度予想していたとおり、地盤の不安定さとか諸々の課題を解決するのに、大きな財政面の課題が残るということでありました。一応確認ですけれども、今ここでそれがお答えしていただけるかあれですけれども、昨年他の質問したときには、一応七つの項目が挙げられていて、そのうち先ほど町長からも回答あったものの以外ですと、鉄塔の移設とか家屋の移転、それから急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域などの防災面の課題、それから都市計画法や農地振興地域の整備に関する法律等の課題もあるということで、そこら辺も出ていたんですけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。これも最終的にまとまってからの回答でということであればそれで構いませんけど、もし今お答えいただければお伺いしたいと思います。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。

岡戸議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど町長から答弁があったとおり、大きな課題としては二点ほど。要は地盤の改良、盛土材の改良に係る経費、あとは埋蔵文化財の包蔵地でございますので、それに対する課題が大きな課題ということでございます。

今ご発言のありました、鉄塔や家屋の移転、急傾斜地、土砂の関係の防災面の課題、都市計画法の課題、農振法・農地法の課題、それはそれぞれ課題はこの中にもございます。主な課題として、

先ほど申し上げたということでございます。例えば鉄塔、家屋の課題については、この調査の中で鉄塔のところを外した造成であるとか、また、鉄塔と既存住宅の移転を外した案であるとか、そういったものも含めて検討はしております。それぞれ急傾斜地や土砂のことについても、それを解決するにはどういった方法があるのか、どういった課題があつて、どういった手法で、どういった工法でやればいいのか等々含めて、今回調査をしております。詳細については、また全員協議会等の中で議会の皆さまにも報告いたしたいと思っております。以上です。

議長
6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) それでは、その報告を待ちたいと思っております。

一応参考までにどのようなニーズというか、企業誘致的なもの。例えば地盤がある程度不安定ながらも、例えば大きな工場とか、そういった地盤の安定性を求めなくても、軽度という言い方が適切かどうかわかりませんが、そういったそんなに地盤に影響しないような企業の誘致なども考えられるのかなと考えております。

参考までに静岡新聞の9月16日の記事で、これは経産省が主に天竜川水系のドローンの航路の先行地域にしたりとか、あと新東名の沼津～浜松のサービスエリア間の自動運転のレーンを先行地域に実証実験的に整備計画をするというような記事が出ておりました。ですのである程度、例えば物流拠点もそうですけれども、こういったドローンの発信基地のようなものであれば、そんなに大きな重量物、構造物でなくても誘致できるようなことも考えます。経済産業省も「デジタルライフラインの総合整備計画」というのが厚い資料がございまして、私も見ましたけれども、そういった従来の工場とかそういった概念にとらわれなく、幅広い視点での企業誘致を進めることも一つかなと思っております。これも一つ参考にしていただければいいかなと思っております。

また、文化財の発掘については、これはやはりやってみないとなんとも言えないと思っておりますので、こちらも当然無視することはできないと思っておりますので、慎重にお願いしたいなと思っております。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。青地農地の見直しについてでございます。

非常にこの農地については、私も農地利用最適化推進委員として農業委員会に関わらせていただいているので、食料自給率とか食料安全保障の観点なども、農地の保護保全や活用の重要性から学んではいますけども、一方で、やはり森町全体の発展とか持続性を考えたときに、具体的には町の税収であるとか、雇用であるとか、人口減少問題などからの観点からすると、それだけでいいのかなと自問自答もしたりするところでもあります。

そこで今回質問させていただいたわけですが、町長の答弁にありましたように、この青字の部分、農用地区域の部分です。これは不許可ということです。農業振興地域内である中の白地地域についても、原則不許可。一種農地、二種農地、三種農地においても、それぞれ条件があるわけですが、そうした中で私の提案というのは、やはり企業からオファーがあったときに、すぐ素早く回答できるような体制を整えておいたらどうかという提案でありました。しかしながら、無条件には事前にはそういったことはできないよということで、これは普通に考えればもちろんそのとおりにかなと思っておりますけれども、こういった質問によって、農地のこれまでの経緯とか現況、それから国の方向性というのがわかりました。

ただ、そうは言っても、例えばこれがインター周辺の睦実地区辺りの現況ですが、黄色いところがいわゆる青地のところ、優良農地のところになります。こういったところにも実際には企業さんから問合せもいただいているということで、中にはやはり地主さんの中にも、農地としての維持も近年では大変であるとい

うことから、そういった声も聞いているところでもあります。ですのである程度こういったところも、企業誘致の候補地として今後やっていったらどうかということで、今回お話をさせていただいております。

先ほどの開発可能性、北側の部分についてはなかなか厳しいという回答でしたので、その次と言ってはなんですけれども、こういった地区も候補地として検討していただければと思っております。質問としては、地主さんからの観点からすると、青地から白地に変えた場合のメリット・デメリットがあると思うんですけれども、一例として税制上、青地と白地とでどのくらいの違いがあるのか、参考としてお伺いしたいんですけれども。

(吉 筋 恵 治 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。

青字農地、白地農地の税の違い、細かい数字は手持ちにはないですが、こういった言い方がいいかどうか分かりませんが、農地に関しては、金額としてそれほど多い金額ではないと承知しています。その割合が例えば何割であるかとかいうところもございませぬけれども、それが例えば100万円が20万円になると、100円が20円になるのというのは、やはり皆さんの捉え方とは違う、割合は大きく変わりますけれどもそういう捉え方ができるのかなとは思っています。具体的なケースについては、承知しておりません。

その一方で、白地にするデメリットとなると、結局今後そこを農地として振興していかないという整理になりますので、国の事業や県の補助事業等を入れる際に、そこが受益地にはならない。要はそこに用水路を整備する、例えばあと10年後は農地じゃないかもしれないけれども、その10年間の間に農地として使用したい場合、用水路を前後何メートル整備しないと厳しいよと言ったときには、そこが白地になっていると、事業がはまらないというデメリットはございます。どちらかというところ、青字という農地として今後も使用して農業生産をしていくよと整理することによって、

議 長
産業課長

補助事業等いろんな事業が入ってくるということになりますので、そこはなかなかせめぎ合いになるのかなと思っています。

先ほどお尋ねのあった例えばその地域についても、当然産業課としてというか、町としてもインターに近い、企業から魅力ある土地でございますので、じゃあこういったこのぐらいのボリュームの企業進出の予定があったら、その時にどう判断するか等々については、今現在も中遠農林事務所と調整したり、ここまでの面積だったらこういう考え方で除外にいけるのかなとか、そういったことは常々整理して、できるだけ迅速に対応するということについては、現在も行っているところでございます。以上です。

議 長
税務課長

(吉 筋 恵 治 君) 鳥居税務課長。

(鳥 居 孝 文 君) 税務課長です。

税制上のご質問ですけど、税制上は価格については区域という形で定めておりますので、その区域の中に一部白地があったとしても、価格としては変わらない。青地・白地の区別という形の価格の設定はございませんので、同じ価格で設定されております。以上でございます。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 白字であっても第一種農地だと、なかなか進出する企業の形態というか企業の事業内容によって難しいということもあるので、その辺もあると思います。ですので、そういった企業からの問合せがあったときは十分に検討していただいて、先ほど冒頭の町長の答弁説明もあったように、農地の維持保全というのは大切ではあるけれども、じゃあ森町として、それだけで森町が食っていけるかということ、なかなか国はそういう方針かもしれませんけれども厳しいところがあるので、やはり企業誘致も併せて考えていっていただきたいなと思っております。

三つ目の再質問に移らせていただきます。

今、旧泉陽中学校のところで残土を仮置きしているということでありまして。一つ確認したいことは、こういった災害対応を含め

た公共事業で発生した残土というのは、基本的にはこの各事業者がその自社で確保するものであって、今回は大規模災害ということもあったので、特殊なケースとして町が斡旋、準備したといった考えでよろしいでしょうか。

議 長
防 災 監

(吉 筋 恵 治 君) 小澤防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

岡戸議員のご質問にお答えします。

泉陽中のグラウンドを仮置き場に指定した経緯ということでございます。

今回、二つの台風におきまして、県内をはじめ、西部地区におきましては特に甚大な被害を受けたということでございます。通常、公共工事における残土の処分という設計におきましては、土質によっては一度、建設残土再生事業者等に搬入をして、良質な改良土に戻して、工事の盛土や埋め戻し材として搬出をするという設計、または県の指定の建設発生土処理施設へ搬入する設計のどちらかが主な処理方法となります。

また、議員が申し上げましたように、建設業者が精通する地元等と話をし、処理場を都合つけて処理を行うというようなケースが一般的なケースでございます。

今回は特例ということで、本当にどこも、先ほど言った県の指定の処理場もいっぱいになってしまっていて、どこも受け入れ場所がないということで、緊急的に旧泉陽中を指定をして、今回仮置き場として搬入しているという経緯でございます。以上です。

議 長
6 番 議 員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) それで事業者にもお伺いしたところ、やはりいわゆる盛土条例が施行されてから、事業者さんが例えば土地の地主さんに貸してくれないかというような話を持っていても、やはり盛土条例に関わる心配、懸念をされる地主さんが非常に多いということで、なかなか事業者さんが声をかけても断られるケースが多いという話も聞いております。

議 長
建設課長

ですので、そこら辺をやはり町が仲介して入っていただけると、地主さんも安心であるとか、信頼できるとか、そういったこともあると思いますので、そういった観点からも、基本は事業者さんが探すのかもしれませんが、今後もやはり森町で一つ完結させるという意味で町がやはり関与していただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 岡戸議員の再質問にお答えいたします。

公共工事の残土ということで、先ほど防災監も申し上げましたが、我々の工事の設計の中におきましては処分地を一応指定しまして、先ほど申し上げましたとおり、近隣の掛川、磐田、袋井の残土事業者に搬出するという設計で、そこまでの運搬距離と処分費を工事設計書の中に計上をして、工事を進めているという状況になってございます。

今、岡戸さんがおっしゃっていただいたとおり、盛土条例が施行されておきまして、これは令和4年7月1日から施行されているということでございます。こちらにつきましては、公共事業でありまして、公共施設用地以外で盛土等を行う場合は、法の規制の対象になるということでございますので、おっしゃっているとおり、私有地にもし置くという場合には、この規制の対象になってきます。それにつきましては、盛土の高さが30センチ未満であれば対象外ということでございますけれども、当然土地の所有者の同意、それから近隣の隣地の方、町内会等の皆さんへの同意と共に、説明会等を開催しなさいというようなことになっております。そういった手数を踏みまして、土砂の受け入れのいろんな土地の利用の調査報告であったり、土砂等の発生元の証明書であったり、土壌の調査等であったりというようなハードルがございますので、確かに請負業者さんだけでやってねというのはなかなか困難だということは、私どもも認識しておるところでございます。ついては、我々も業者さんと共に地元の方等に当たるときに

は同行しまして、残土を処理できるような場所があれば、ご協力願いたいというようなことで、そういったことで公共工事の残土の処分につきまして、少しでも搬出量を減らしていくということで、我々も考えているところでございます。以上です。

議 長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) ぜひお願いしたいと思います。

これは余談といいますか、関連してはいますけれども、北部の方、具体的には三倉茶農協では、近年やはりお茶の需要、三倉のお茶は美味しいということで、まだ高値で取引がされているところが、なかなか生葉が集まらないということで、もちろん常用で入れるというような新たな茶園も必要としているというような話も聞きます。ですので、こういった残土を利用して新しい茶園、それが三倉の茶の振興にも繋がっていくということで、そういったことも聞いていますので、そういった残土を利用して、新たに茶園に転用できるようなところがあればしたいといったご意見もありましたので、一応お伝えしておきたいなと思います。

もう時間もあれですので、最後の質問とさせていただきます。

ちょっと前のこれも新聞記事でありましたけれども、県でストックヤードを設ける、西部と東部で1か所ずつ設けると。本年度の予算でもう付けたということでありましたけれども、この辺について情報は何かございますでしょうか。具体的に候補地が決まっています、そういったストックヤードの設置の運用方法とか、そういったものが出ているのか。そこら辺を少しお伺いしたいと思います。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 岡本建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただ今の岡戸議員の再質問にお答えいたします。

確か県内で東部・中部・西部の各地区へ一つストックヤードをというような話は私どもも聞いておりますが、具体的な運用の話というのは、まだ県から情報が降りてきていないという状況でござ

ございます。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時28分 ～ 午前10時40分 休憩)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2から日程第8までの議案7件を一括議題とします。

本件は、いずれも9月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。

始めに第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

12番議員

(亀 澤 進 君) 第一常任委員会委員長の亀澤進です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る9月7日の本会議において第一常任委員会に付託されました案件は、議案第60号「森町組織条例の一部を改正する条例について」、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算(第6号)」、議案第65号「令和5年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議案第66号「令和5年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」、以上、議案4件であります。

付託された議案審査のため、去る9月11日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月11日、午前9時30分、議員控室において委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会し、議長、町長のご挨拶をいただいたのち、付託の議案審査に先立ち、旧さざんか荘 外1か所の視察を行い、現地での説明を受けました。

午前10時40分、委員会を再開し、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算(第6号)に係る福祉課所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

「庵山の桜は相当古い木だと思うが、残しておいて大丈夫なのか。」との問いに、「まずは、眺望を良くすることを目的にアクションを起こしたい。他のことはいろいろ調査をしながら、全体を通した中で検討を進めていければと考えている。」との答弁でした。

「庵山公園隅にU字溝とマスを設置するとのことだが、落ち葉等も多く、メンテナンスはどう考えているのか。」との問いに、「今のところは遺族会の方たちや鈴木藤三郎氏関係の方たち等のいろんなボランティアの有志の方たちに守られて清掃管理がされている。町としても、年に1回程度の除草の予算を計上しており、その都度確認しながらメンテナンスを進めたいと思う。」との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第65号「令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で福祉課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）」に係る健康こども課所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で健康こども課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）」に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

「旧天方小と天方幼稚園の水道は同一メーターになっていると思うが、今回分離するのか。」との問いに、「今後の利用計画に基づいた修繕ではないので、天方幼稚園も運用している中で、現状のまま使っていただくということを想定した修繕である。」との答弁でした。

「遊具を利活用事業者が使用するといった想定はしているか。」

との問いに、「遊具の他にバックネットもあるが、利活用事業者が撤去を希望した場合の予算計上である。」との答弁でした。

「閉校後の旧学校管理経費は、どれくらいかかっているのか。」との問いに、「2021年度の電気代は、旧泉陽中学校が42万円ほど、旧三倉小学校が75万円ほど、旧天方小学校が50万弱となっている。また、2021年度の水道代は、旧泉陽中は井戸のため無し、旧三倉小が7万3千円ほど、旧天方小が28万円となっている。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で学校教育課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「遅れている茶業史編纂は大丈夫か。」との問いに、「茶業史完成については、本編が令和6年1月中旬、ダイジェスト版が2月末の見込みとなっている。」との答弁でした。

「秋葉常夜燈の修繕依頼は、管理町内会からあったのか。また、文化財に指定している常夜燈は何基あるのか。」との問いに、「令和5年2月に秋葉バスが常夜燈の屋根に接触し、瓦2枚が破損した。それについては保険対応になったが、確認したところ、全体的に歪みや経年劣化等もみられ、そちらについても修理が必要となった。森町には指定文化財の常夜燈は6基あり、今回の城下のほかに、大門、北戸綿、黒石、黒田、赤根にある。」との答弁でした。

「常夜燈修繕の負担割合はどうか。」との問いに、「修理総額が120万8,900円、そのうち保険でまかなえる分が16万5,000円で、それを差し引いた額が104万3,900円となり、その10分の9に当たる93万9,000円が町負担で、残りの10万4,900円が所有者の城下町内会の負担となる。また、文化財の修理等の町内会負担分の2分の1程度を補助してくれる民間財団があるため、今後、町内会から申請する予定である。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で社会教育課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る議会事務局所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

「特別委員会の委員長報酬は、常任委員長等の報酬と同じになるのか。」との問いに、「特別委員会の委員長の報酬については、条例に定められていないため、特に変更はない。今後どのようにしていくかを議題にあげ、協議していくものとする。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で議会事務局の審査を終了しました。

次に、議案第66号「令和5年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「これまでの患者給食は、随意契約でやってきたのか。」との問いに、「当院開業以来、同一業者との随意契約でやってきている。前々回平成30年度の契約からプロポーザル方式での契約業者選定を始めたが、当院は食堂も運営しているため、そちらとセットでということになり、該当する業者が限られてくることから、結果的に同一業者と契約してきている。今回は食堂のあり方も含め再度検討し、プロポーザル方式で業者を決めていきたい。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で森町病院の審査を終了しました。

次に、議案第60号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

「課を増やすことで職員の増員はあるのか。」との問いに、「業務内容等の具体的なことについては、検討中である。人数については、今の職員数よりも増えるという予定でいる。なお、増員方法は新規採用職員を採用して増やすという考えで、職員については専門的というわけではないが、DXなど人材育成等をしていく中で、職員の全体的なスキル等の底上げをしていくというような

形で考えている。」との答弁でした。

他に質疑はなく、次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る総務課所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく質疑に入りました。

「旧さざんか荘跡地の支障木伐採により眺望がよくなると思うが、今後の利活用をどう考えているか。」との問いに、「リノベーション推進会議等での意見を聞きながら検討したいと考えている。」との答弁でした。

「人材派遣委託料900千円の内容は。」との問いに、「令和6年4月に新しい課を作ってスタートするという中で、建物の改修も含め、移動する書類も非常に多く、短期間で行わなければならない。今回は人材派遣委託をして、速やかに進めたい。内容については、保存する文書の内容を入力する業務が主である。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で総務課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「災害復旧債に関する交付税措置についての詳細は。」との問いに、「まず、農林水産業施設災害復旧債については、現年発生農林水産業施設補助災害復旧事業について、充当率が90パーセント、交付税算入率が95パーセントで、後年度の交付税に算入がされる。公共土木施設災害復旧債については、現年発生公共土木施設単独災害復旧事業について、充当率が100パーセント、交付税算入率が47.5パーセントで、後年度の交付税に算入がされる。現年発生公共土木施設補助災害復旧事業について、充当率が100パーセント、交付税算入率が95パーセントで、後年度の交付税に算入がされる。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で企画財政課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）

に係る会計課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「パソコン2台の購入の理由は。」との問いに、「2台とも銀行との通信用に購入した。1台は常時主に使用し、もう1台は緊急事態が発生した時のための予備機である。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で会計課の審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案4件の採決の結果は、次のとおりです。

議案第60号、議案第63号、議案第65号、議案第66号の4議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、令和5年9月森町議会定例会において、第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 次に、第二常任委員会委員長、川岸和花子君。

登壇願います。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 第二常任委員会委員長、川岸和花子でございます。

委員長報告をいたします。

去る9月7日の本会議において第二常任委員会に付託されました案件は、議案第61号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」、議案第62号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算(第6号)」、議案第64号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、以上議案4件であります。

付託された議案審査のため、去る9月11日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月11日、午前9時30分、委員会室において委員全員の出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会しました。

副議長、副町長のご挨拶をいただいたのち、付託の議案審査に先立ち鍛冶島橋他1か所の現地視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場委員会室に戻り、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「町単独河川改修事業26,000千円についての詳細は。」との問いに、「鍛冶島地区準用河川椿沢川の改修について、延長が18メートルで、コンクリートブロック積工が702平方メートルの予定で金額が11,000千円。もう一か所は乙丸地区普通河川舟場川の改修について、延長が22メートルで、コンクリートブロック積工が116平方メートルの予定で金額12,500千円。その他無指定工事分が2,500千円である。」との答弁でした。

「公共土木施設災害復旧工事の鍛冶島橋仮橋架設・撤去工事30,000千円の詳細は。」との問いに、「橋長35メートルのトラス材のリース料、材料の運搬、橋台の設置、クレーンの組み立て・分解、交通誘導警備員などが全て入った金額である、また、仮橋の有効幅員は4メートル、桁下から現況河床までは4メートル、元の橋から46メートル下流の位置に設置する。」との答弁でした。

「鍛冶島橋の架け替え工事を行うよりも、既存の下流の橋から山を通し、道路の新設工事を行う方が良いのではないか。」との問いに、「用地取得にかなりの時間を要することや経済的にも橋の架け替えの方が安価であることから、できるだけ早く生活の復旧ができる方法を選んだ。なお、地元住人の方にも説明済である。」との答弁でした。

「現年発生公共土木施設補助災害復旧工事140,000千円の内訳は。」との問いに、「3つの場所の本復旧工事である。一つ目は、

準用河川大洞院川について、護岸法面崩壊が6か所あり、復旧総延長が59.6メートル、コンクリートブロック積総面積280平方メートルで、33,000千円。二つ目は、町道葛布線について、道路下の路肩復旧延長12.5メートルとガードレールを13メートル、浸食された場所の盛土を200立方メートルと予定しており、26,000千円。三つ目は、町道椋地線について、路肩擁壁工復旧延長10.5メートル、モルタル吹付延長29.6メートルで、面積は626平方メートル。法面落石防護網で延長65.3メートル、面積は1,380平方メートルで40,000千円。その他の復旧工事が41,000千円で、合わせて81,000千円の予算計上になっている。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で建設課の審査を終了しました。

次に、議案第61号「森町手数料条例の一部を改正する条例に係る住民生活課及び税務課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「電子証明書がスマートフォンにも搭載可能となったとのことだが、どのような操作が必要になるのか。」との問いに、「マイナンバーカードに有効な署名用電子証明書が搭載されている場合、スマートフォンにも利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書を搭載することができる。マイナポータルにログインし、電子証明書の申請及び登録をすると、マイナンバーカードの持参がなくても、コンビニで証明書の発行ができるようになるもの。しかし、すべてのスマートフォンが対応しているわけではなく、現在はアンドロイド9.0以上のOSバージョンにのみ対応しており、 아이폰の対応時期は未定で、サービス開始日も年内対応予定である。」との答弁でした。

「そのような複雑な操作ができる人は少ないのではないか。」との問いに、「庁舎が開いている以外の時間でも、マイナンバーカードを持参することなく、近くのコンビニで各種証明書が発行できる利便性があるため、コンビニの端末操作方法の詳細は、分かり次第、町民に周知していく。また、スマートフォンへの電子

証明書の登録手続きは基本的にはご自身で行ってもらうものだが、必要に応じてサポートしていく予定である。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で住民生活課及び税務課の審査を終了しました。

次に、議案第62号「森町印鑑条例の一部を改正する条例に係る住民生活課所管事項について」及び議案第64号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「印鑑登録証明書についてもコンビニで端末を使って発行できるようになり、サービスは便利になる。しかし、犯罪やなりすましに使われる等といったセキュリティの点で不安があるが、国からの指導はあるのか。」との問いに、「証明書の取得の際の本人確認などの指針は国から伝達されており、担当職員で共有して的確に対応している。」との答弁でした。

他に質疑は無く、次に議案第64号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「出産予定月を含めた前後4か月の当該被保険者にかかる国民健康保険税の所得割と均等割を免除するためのシステム改修について、2,750千円が計上されている。改修の時期と施行の開始はいつか。」との問いに、「10月から12月にかけて改修し、来年1月1日からの施行となる。11月予定月だと、1月分のみ免除が可能となる。なお、単胎妊娠の場合は出産予定日前後4か月間、多胎妊娠の場合は前後6か月間となる。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で住民生活課の審査を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る産業課所管について」を議題とし、担当課職員の補足説明

を受け、質疑に入りました。

「町単独林道整備工事60,000千円の詳細は。」との問いに、「林道被災に伴う復旧工事4か所分である。林道栗ノ島線2か所のうち、1か所目が延長約15メートル、2か所目が延長約20メートル、それぞれ5,000千円ずつで10,000千円の予算を計上している。その他に林道大尾大日山線が約40メートルで30,000千円、林道松久保線が約30メートルで20,000千円の予算計上である。」との答弁でした。

「森町体験の里運営コンサルティング業務委託料2,200千円について、今回、委託しようと思ったきっかけは何か。」との問いに、「コロナの影響で客足が遠のいたことや、お客様のニーズの多様化に対応する必要があること、また、人手不足やスタッフの高齢化など、専門的な外部からのアドバイスが必要と感じたためである。」との答弁でした。

「コンサルタントからの提案によるアクティ森の大きな方向転換の可能性はあるか。」との問いに、「アクティ森の当初からの目的として、中山間地域の活性化や森町の観光施設としての公園的要素もある。指定管理者の株式会社アクティ森やその土地と建物が発揮する機能や目的等を、コンサルティングを通してどういう形で変化させるのか、また、リニューアルをするのか、時代に合っているか等の分析・提案をいただいて、今後の方向を考えていく。アクティ森の活性化のために行っていきたいと考えている。」との答弁でした。

「現年発生林道補助災害復旧工事3か所分100,000千円の詳細は。」との問いに、「鍛冶島栗ノ島線の1か所目について、構造物の破損等復旧で、延長は29メートルで、10,000千円の予算計上。栗の島線の2か所目について、法面崩落で、地すべりの拡大を抑える工法で、延長は72メートルで45,000千円の見込み。3か所目について、林道杉沢線は、護岸擁壁を兼ねた路肩構造物の復旧を行うため、延長が28メートルで45,000千円の見込みである。」と

の答弁でした。

他に質疑は無く、以上で産業課に係る質疑を終了しました。

次に、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）に係る定住推進課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「わが家の専門家診断事業は令和6年度で終了するとのことだが、木造住宅の耐震改修事業については、どのように考えているか。また、実績はどうか。」との問いに、「平成30年度住宅・土地統計調査での町の耐震化率は、80.3パーセントとなっている。また、税務課の課税台帳を基に作成した台帳では、昭和56年6月以前に建築された木造住宅数は1,975戸あり、そのうち、わが家の専門家診断事業を実施した件数は732戸で、実施率は46.8パーセントとなっている。耐震診断未実施の所有者に対して、令和6年度で終了のお知らせを11月に700通の案内を送る予定であり、周知と実施率を上げたいと考えている。なお、これまでに木造住宅の耐震改修事業を実施した建物は、213戸の実績がある。この木造住宅の耐震改良事業については、国の補助金は令和8年度以降も継続する方向だが、県費は令和7年度で終了予定であり、まだその先は決まっていないが、町では令和8年度以降も継続していきたい意向がある。」との答弁でした。

他に質疑はなく、以上で定住推進課に係る審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案4件の採決の結果は、次のとおりです。

議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、4議案については、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、令和5年9月森町議会定例会において第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

す。

ご清聴ありがとうございます。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 以上で、各常任委員会委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論・採決を行います。

日程第2、議案第60号「森町組織条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は、可決されました。

日程第3、議案第61号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第61号は、可決されました。
日程第4、議案第62号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第62号を採決します。
本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決めています。
本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第62号は、可決されました。
日程第5、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算(第6号)」の討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第63号を採決します。
本案に対する第一、第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決めています。
本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第63号は、可決されました。
日程第6、議案第64号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第64号を採決します。
本案に対する第二常任委員会の報告は、可決すべきものと決
しています。
本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第64号は、可決されました。
日程第7、議案第65号「令和5年度森町介護保険特別会計補正
予算(第1号)」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第65号を採決します。
本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決
しています。
本案を決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第65号は、可決されました。
日程第8、議案第66号「令和5年度森町病院事業会計補正予算
(第2号)」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第66号を採決します。
本案に対する第一常任委員会の報告は、可決すべきものと決
しています。
本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

- 議 長 (起 立 全 員)
(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第66号は、可決されました。
日程第9、認定第1号「令和4年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
- 議 長 (発 言 する 者 な し)
(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第1号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 (起 立 全 員)
(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。
日程第10、認定第2号「令和4年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
- 議 長 (発 言 する 者 な し)
(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第2号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 (起 立 全 員)
(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。
日程第11、認定第3号「令和4年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
- (発 言 する 者 な し)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
これから認定第 3 号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、認定第 3 号は、認定することに決定しました。
日程第 12、認定第 4 号「令和 4 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発 言 す る 者 な し)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
これから認定第 4 号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、認定第 4 号は、認定することに決定しました。
日程第 13、認定第 5 号「令和 4 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発 言 す る 者 な し)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
これから認定第 5 号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、認定第 5 号は、認定することに決定しました。
日程第 14、認定第 6 号「令和 4 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第6号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。
したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。
日程第15、認定第7号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第7号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。
したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。
日程第16、認定第8号「令和4年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第8号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第17、認定第9号「令和4年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 認定第9号「令和4年度森町水道事業決算について」、賛成の立場で討論をさせていただきますが、少し指摘をしなければならないことがございます。決算全体には賛成でございます。

日頃、水道課担当職員の皆さんの努力で、安心安全な飲料水を届けていただいていることをありがたく思っております。指摘したいところは、総配水量と有収水量の差があまりにも大きいということです。総配水量は増加し有収水量は減少していると、決算事業の説明で、説明文にもありました。それで、県の他市町の中でも10パーセント以上の漏水となっているということだと思えます。

今年度、料金も値上げをしている中で、速やかにこの漏水対策をすることは、遠州水道の契約水量見直しの根拠となってくるのではないかと私は思っています。これは遠州水道の契約水量は、長年の懸案となっていると思います。そのためにも、やはり早く漏水対策をすることが必要だと思えます。水道料金の値上げの根拠も施設の老朽化対策となっておりますので、この点はやはり担当課職員にも頑張ってもらいたいということで、賛成はいたしますが一言申し上げます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

5番、川岸和花子君。

登壇願います。

5番議員

(川岸和花子 君) 5番、川岸和花子です。

賛成の立場で討論させていただきます。

認定第9号、「令和4年度水道事業会計決算認定について」です。

令和4年度水道事業給水人口が15,575人、給水戸数6,298戸、総配水量297万5,250立方メートル、年間有収水量231万9,940立方メートル、有収水量率が77.97パーセントということでありました。

今年度は、大きな工事として北部配水池の工事が始まっております。数億円の予算をかけてこちらを完成すれば、南部配水池の工事が続きます。その他水道施設、水道管の更新も計画に、有収水量率を上げるための継続した工事を続けていただいているところ です。

今年度より料金の改定がありましたが、これは森町が水道事業開始以来、50年近く水道料金を全く値上げしていなかった中で、水道施設の老朽化による更新、そして受益者の給水人口の減少の予測から、長期的視点をもって水道料金検討審議会を立ち上げ、客観的な視点を持って決定されたものです。今後も続く森町内の生命の水である上水道の安全で安心して安定した事業継続を目指して進めていただいている決算であると判断いたしまして、以上の理由から賛成いたしまして討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第9号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第18、認定第10号「令和4年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第10号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第19、発議第2号「議員定数等調査特別委員会の設置について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、「議員定数等調査特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休息とします。

(午前11時31分 ～ 午前11時40分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました、議員定数等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の指名を日程に追加し、日程の順序を変更

して、議題とすることについて採決します。

お諮りします。

ここで、「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を日程に追加し、日程の順序を変更して、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を日程に追加し、日程の順序を変更して、議題とすることに決定しました。

追加議事日程、第4号の追加1の第1「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、配布しました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長は、配布しました名簿のとおり、指名することに決定しました。

日程第20、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

- (午前 11 時 44 分 ～ 午前 11 時 45 分 休憩)
- 議長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。
町長から、議案第67号が提出されました。
これを日程に追加し、追加議事日程、第4号の追加2の第1として、議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 議長 (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。
議案第67号を日程に追加し、第4号の追加2の第1として、議題とすることに決定しました。
追加議事日程、第4号の追加2の第1、議案第67号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
- (職 員 朗 読)
- 議長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。
- 町長 (太 田 康 雄 君) ただ今追加して上程されました、議案第67号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。
本案は、令和5年度社会資本整備総合交付金事業（地域住宅計画）、森町営住宅森山2団地外壁改善工事の建設工事に係る契約の締結でございます。
工事の概要につきましては、森地内の町営住宅森山2団地の鉄筋コンクリート造4階建ての住居棟1棟及び同じ敷地内のプレキャストコンクリート造平屋建ての物置5棟の外壁の全面改修工事を行い、現在よりも耐久性の高い外壁に改善することで、町営住宅施設の長寿命化を図り、長期にわたる居住水準の向上、安全性の確保を実現しようとするものであります。
去る9月15日に制限付き一般競争入札を行った結果、静岡県周

智郡森町森1458番地の1 正光建設株式会社 代表取締役星島泰周が落札しましたので、同社と建設工事請負契約を契約金額5,940万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事期間といたしましては、令和5年9月22日から令和6年3月21日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

(吉筋恵治 君) これから、議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、川岸和花子くん。

5番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

今回、森山2団地の外壁改善工事ということですがけれども、昨年度、森山1団地の外壁改善工事がありました。そのときの業者さんと同じか、違うかどうかお尋ねします。また、金額についても違うのか。また、内容が違うのかを確認いたします。

議長

(吉筋恵治 君) 森下定住推進課長。

定住推進

(森下友幸 君) 定住推進課長です。

議長

川岸議員のご質問にお答えします。

同じ業者かという質問でしたが、去年は正光建設、今年も正光建設ということで同じ業者となっております。

金額の内容につきましては、去年の森山1団地外壁改善工事につきまして、契約金額4,574万4,600円ということで、本年よりも少ない額となっております。

内容としましては、森山団地につきましては、1棟、2棟と二つの住居棟がありますが、今年森山2を実施するわけです。それで今年の場合は、森山団地全体にありますプレキャスト造の物置がありますが、それを全部やることによって、少し請負工事費が高くなっているということでございます。以上です。

- 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子くん。
- 5 番議員 (川 岸 和 花 子 君) 森山 1 団地の改修のときには、非常に皆さん喜んでいただいておりますので、この工事が令和 5 年度中に完全に終了することで、改修が全部終わるのかということを確認します。
- 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 森下定住推進課長。
- 定住推進 (森 下 友 幸 君) 定住推進課長です。
- 課 長 川岸議員のご質問にお答えします。
- 森山団地の工事ですが、今年度、森山 2 団地の外壁改善工事を行うことによって、全ての工事が完了する予定でございます。以上です。
- 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。
- 3 番議員 3 番、佐藤明孝君。
- (佐 藤 明 孝 君) それでは、二、三点伺います。
- まず、森山団地が今回の改修改善工事の対象となった背景をお願いしたいと思います。それと今現在の入居率、そして改修後にどのぐらいの方がまた入居される予定なのかということもわかれば、あわせてお願いしたいと思います。
- 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 佐藤議員、入居率とかは議案の趣旨と若干違うものですから、契約に関する範囲の中での質疑をお願いしたい。
- 3 番議員 (佐 藤 明 孝 君) わかりました、それでは訂正します。
- 森山団地が今回の工事の対象となったその背景について、お願いしたいと思います。
- 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 佐藤議員、契約そのものの質疑をお願いしたい。
- 3 番議員 (佐 藤 明 孝 君) 契約として、森山団地が今回改修の対象となったということで契約がなされたということですから、その対象となった背景をお聞きするということなのです。
- 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 事業自体は、当初予算で既に可決されて

います。

3番議員 (佐藤明孝君) 不本意ながら、私の今の質問を撤回させていただきます。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。
11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) この外壁の改善ですけども、耐震とかそういう補強も工事の中に入ってくるのでしょうか。

議長 (吉筋恵治君) 森下定住推進課長。

定住推進 (森下友幸君) 定住推進課長です。

議長 西田議員のご質問にお答えします。

本年度の工事につきましては、外壁の改善にとどまるものでありまして、耐震等の改修は行う予定はございません。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年9月森町議会定例会を閉会します。

(午前11時56分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和5年9月21日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上